

# 宇多津町議会基本条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 町民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条 第9条）

第5章 自由討議の保障（第10条・第11条）

第6章 政務調査費（第12条）

第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条 第16条）

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第17条 第19条）

第9章 最高規範性と見直し手続（第20条・第21条）

### 附則

地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

宇多津町議会（以下「議会」という。）は、宇多津町民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成し、議会の役割と責務に基づく町的意思決定機関であり、町民の福利のために活動するものである。

議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民との協調のもと、宇多津のまちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性・透明性を確保することにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民の身近な存在としての議会及び議員活動の活性化と充実を図り、町政の積極的な情報公開と町民参加等、必要な議会運営の基本事項を定めことにより、安心安全で楽しく生活できる豊かなまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 基礎的自治体としての宇多津町をいう。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 公聴会等を開催し、又は町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための活動に努めること。
- (3) 町民のための政策を立案し提案すること。
- (4) 町民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (5) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (6) 町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福利の向上を目指して活動すること。

## 第3章 町民と議会の関係

### (町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、法令に定める会議は、原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による学識経験者等を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強

化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関する事項は、別に定める。

#### 第4章 議会と行政の関係

(議員と執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と執行機関及びその職員(以下「町長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して町長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、町長等に文書により回答を求めるものとする。
- (4) 議員は、原則として、町長等に対し、口頭による要請を行わない。ただし、議会は、議員が町長等に口頭による要請を行った場合は、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう町長等に求めるものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、町長等が提案する重要な政策については、その政策水準を高めることに資するため、町長等に対し、次に掲げる事項について議会審議における論点情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の動機
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 長期振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

2 前項の重要な政策とは、次に掲げる事項とする。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業
- (2) 町民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業

( 予算及び決算における政策説明 )

第 9 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長等に求めるものとする。

## 第 5 章 自由討議の保障

( 議会の合意形成 )

第 10 条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長等からの提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

( 政策討論会 )

第 11 条 町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関する事項は、別に定める。

## 第 6 章 政務調査費

( 政務調査費の執行及び公開 )

第 12 条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、宇多津町議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年宇多津町条例第 1 号)を遵守しなければならない。

2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して 5 年間とし、議長は、いつでも町民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。

3 議長は、町民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに、閲覧させるものとする。ただし、宇多津町情報公開条例(平成 12 年宇多津町条例第 29 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報情報は除く。

## 第 7 章 議会及び議会事務局の体制整備

( 議員研修の充実強化 )

第 13 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等との議員研修会を年 1 回以上開催するものとする。

( 議会事務局の体制整備 )

第 14 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室の利用)

第 15 条 議会図書室は、議員のみならず、町民がこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

## 第 8 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 17 条 議員は、宇多津町議会政治倫理条例(平成 14 年宇多津町条例第 14 号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第 18 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び町の事業課題並びに類似町の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第 19 条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、町民の客観的な意見を参考に決定するものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

## 第 9 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 20 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の

趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 21 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。